

越知町勤怠管理システム構築業務にかかる  
プロポーザル実施要領

令和4年7月 越知町総務課

(令和4年8月9日 一部改正)

## 1. 概要

### (1) 事業の名称

越知町勤怠管理システム構築業務

### (2) 事業の目的

職員の出退勤管理及び各種休暇等の届出処理をシステム化することにより、働き方改革の推進(事務の効率化)及びペーパーレス化を図るとともに、新型コロナウイルス感染症対策として、職員同士の接触の機会の減少を図るもの。

### (3) 契約方法

本プロポーザルではシステム及び関連機器の受託候補者(調達元)を決定するため実施するものである。また、保守契約については受託候補者とシステム稼働開始日から単年度ごとに随意契約するものとする。

### (4) 提案限度額

5,336,500円(税抜き)

システム構築、セットアップ、関連機器等の費用を全て含む金額(設置にかかるLAN配線工事費や電気工事は除く)

※システム構築後の保守業務について、参考見積書(月額)を提出すること。なお、金額の内訳書を添付すること。

### (5) 契約期間 契約締結日から令和5年3月31日

### (6) 参加資格

参加資格を有する者は、次の全ての要件を満たしている者とする。また、次のいずれかに該当しないこととなった場合は、参加資格を取り消すものとする。

(ア) 令和4年度越知町入札参加資格審査申請を行い、越知町における入札参加資格の登録がされていること。(現在登録されていない場合は、参加申込書の提出期限までに申請してください。)

(イ) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項の規定に該当する者でないこと。

(ウ) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始申立てがなされている者でないこと。

(エ) プロポーザル参加受付期間において、越知町競争入札参加有資格者指名停止基準による指名停止措置又は越知町暴力団排除条例(平成23年越知町条例第11号)による入札参加資格停止措置を受けていないこと。

### (7) 過去5年以内(平成29年4月1日から令和4年7月28日までの間)に、国の機関又は他の自治体において本業務と同種又は類似業務の受託実績を有すること(システム開発元の実績を可とする)

## 2. 本調達の要件

仕様については別紙構築仕様書のとおりとする。

### (1) 調達対象システム及び事業の概要

①クラウド型システムによる勤怠管理事務システムの構築

②クラウドサービスの提供、システムの運用サポート及び保守

- ③受け入れテスト支援
- ④システム導入前後の運用支援
- ⑤勤怠管理事務システム操作マニュアルの作成
- ⑥職員向け操作研修

(2)システムの稼働

システムの仮稼働は令和5年1月1日からとし、本稼働は令和5年4月1日からとする。

3. スケジュール

(1)全体スケジュール(予定)

年	令和4年						令和5年			
	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月
募集	➡									
受付・プレゼン	➡									
契約			➡							
セットアップ等			➡							
職員研修						➡				
試行							➡			
本稼働										➡

(2) プロポーザルに係るスケジュール

項目	日程
告示	令和4年7月28日(木)
参加申込書の提出期限	令和4年8月10日(水)
質問の受付期限	令和4年8月17日(水)
質問に対する回答予定日	令和4年8月19日(金)
提案書等の提出期限	令和4年8月24日(水)
審査(プレゼンテーション・ヒアリング)の実施	令和4年8月29日(月)
審査結果の通知	令和4年8月31日(水)までに通知予定

4. 申込方法等

本プロポーザルへの参加を希望する者は、参加申込書(様式第1号)等の書類を次のとおり提出する。

- ① 提出期限 令和4年8月10日(水) 午後5時まで

- ② 提出場所 越知町総務課行政係
- ③ 提出方法 持参又は郵送(郵送の場合は必着)
- ④ 提出部数 1部
- ⑤ 提出書類
  - ア 参加申込書(様式第1号)
  - イ 会社概要
  - ウ 同種業務又は類似業務の受託実績を示す書類(任意様式等)

#### 5. 資格審査

参加希望者が資格要件を満たしているかについて審査し、参加資格の結果について、令和4年8月12日までに参加資格審査結果通知書により、参加希望者に通知する。

#### 6. 辞退届

参加申込書提出後に参加を辞退する場合には、持参又は郵送のいずれかで、プロポーザル参加辞退届(様式第2号)を速やかに提出すること。

#### 7. 質問票の提出及び回答予定日

本プロポーザルに関する質問は、質問書(様式第3号)に記載し、次のとおり提出する。なお、質問に対する回答は、参加者全員に対して、令和4年8月19日までに電子メール又はFAXにより行う。

- ① 受付期限 令和4年8月17日(水) 午後5時まで
- ② 提出場所 越知町総務課行政係
- ③ 提出方法 電子メール又はFAX

#### 8. 提出書類の作成及び提出

提案書は任意様式とするが、おおむね次に掲げる評価項目に沿って作成すること。

- ① 会社概要、受託実績における特記事項  
様式第1号に記載の事項を含め、それ以外の特記事項について表現すること。
- ② システム機能仕様書兼対応確認表  
各項目の対応欄に「✓」を記入の上、必要に応じて代替提案を記入すること。
- ③ 参考見積書(価格提案書)  
参考見積書に記載する金額は税抜き価格とし、システム構築、セットアップ、関連機器の設置等の費用を記載すること。1.(4)に規定する提案限度額を超える場合は、失格となる。
- ④ 操作性・画面の見やすさについて  
入力補助(初期表示、選択リスト、入力制限)、警告メッセージ、画面遷移等において配慮がなされている点などについて、表現すること。
- ⑤ 集計機能について  
集計項目の多様性、データ加工への融通性等について表現すること。
- ⑥ 制度改正への対応について  
法改正等に対応する、プログラムの融通性について表現すること。

⑦ 拡張性について

他社システム(人事給与システム)との連携、自社システムへの拡張可能性、拡張時の優位性等について表現すること。

⑧ 専門性について

複雑な労務管理制度への対応について、制度の熟知度や他自治体での実績などを含めて表現すること。

⑨ 運用・保守体制について

不具合事項、機能改善要望事項等に対する対応の体制等について表現すること。

⑩ 提出期限

ア 提出期限 令和4年8月24日(水) 午後5時まで

イ 提出場所 越知町総務課行政係

ウ 提出方法 持参又は郵送(郵送の場合は必着)

エ 提出部数 6部(正本1部、副本5部)

## 9. 審査方法

プロポーザル参加者の提出書類を評価・採点し、最高得点を得た事業者を受託候補者に特定する。評価、審査項目は、おおむね下記のとおりとする。

審査項目	評価視点
1 参加資格	・参加資格要件審査(事前書類審査)
2 機能評価(機能仕様書兼対応確認表)	・別紙システム機能仕様書兼対応確認表の結果を評価(事前書類審査)
3 価格評価	・参考見積書の内容(保守除く)を評価
4 操作性評価(デモンストレーション)	・システムの操作性等デモンストレーションにより審査
5 技術評価(ヒアリング)	・企画提案書に基づくヒアリング等により審査

なお、審査における留意事項は、次のとおりとする。

- ① 提出書類が所定の形式に適合していない場合、期限までに提出されなかった場合、提出書類に虚偽の記載をした場合は、失格とする。
- ② 参加がない場合又は参加事業者の中に適格者がいないときは、受託候補者を特定しない場合がある。

## 10. 審査(プレゼンテーション・ヒアリング)の実施

① 開催日 令和4年8月29日(月)

② 場所 越知町役場内を予定

③ 所要時間1事業者につき、60分程度

④ 内容

企画提案書の説明(45分以内)及び質疑応答(15分程度)

⑤ 説明者

企画提案書の説明及び質疑応答は、本事業の担当予定者が行うものとし、会場に入室できるのは3人までとする。

⑥ プロジェクター等

プロジェクターの使用を可能とする。プロジェクター及びスクリーンは町で用意するが、パソコン等の機器は持参すること。また、プロジェクター及びスクリーンを使用しない場合には、プレゼンテーション及びヒアリング開催日の前日までに総務課行政係に連絡すること。

⑦ 時間

参加者ごとの時間等は、追って通知する。

11. 審査結果の通知及び公表

プロポーザル参加者全員に対し、審査した結果をプロポーザル審査結果通知書(様式第5号)により通知する。

審査結果については、受託候補者として特定した者の名称及び点数並びに参加した事業者の点数(事業者名は非公表)を越知町ホームページで公表する。なお、審議の内容は、非公表とする。

12. その他留意事項

- (1) 本プロポーザルの参加に係る全ての費用は、プロポーザル参加者の負担とする。
- (2) 提出期限以降における提出書類(企画提案書等)の修正及び変更は、認めないものとする。ただし、やむを得ない理由により、修正又は変更が生じた場合で、越知町が承諾したときは、この限りではない。
- (3) 提出書類に虚偽の記載をした場合は、提出書類を無効とするとともに、越知町競争入札参加資格者指名停止基準に基づき、指名停止措置を行うものとする。
- (4) 提出書類の返却は行わないものとする。
- (5) 提出された企画提案書等は、越知町情報公開条例(平成13年越知町条例第20号)に基づき、情報公開請求の対象となる。ただし、受託候補者の特定に影響が出るおそれのある情報については、受託候補者として特定した者を調達元とした契約締結完了後の公開とする。

13. 本プロポーザルに係る問合せ先

越知町総務課行政係

所在地: 〒781-1301 高知県高岡郡越知町越知甲1970番地

電話番号: 0889-26-1111

FAX 番号: 0889-26-0600

メールアドレス: soumu@town.ochi.lg.jp